

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成三十一年三月十四日

			広島県監査委員
		安	井
		東	裕
	同	保	典
	同	幸	
	同	兆	
	同	生	
	同	明	
	赤		
	木		
	稔		
	明		